

# 流山市農業委員会からの お知らせ(第15号)



編集・発行

平成30年2月1日  
流山市農業委員会事務局  
流山市平和台1-1-1  
TEL 04-7150-6102

## 農業委員会が新体制に！！

第13号より継続してお知らせしておりました農業委員会の新制度について、平成29年第1回流山市議会で議会の同意を受け、平成29年7月20日に12名の新農業委員が市長より任命されました。(→詳細は2面)

また、同日農地の利用の最適化を推進するための、農地利用最適化推進委員(以降「推進委員」)に4名を委嘱しました。(→詳細は3面)

なお、平成29年3月末日付で高市会長がご勇退され、今回の改選により、大作会長職務代理者、豊島委員、中村委員、石井委員、小田桐委員の5名の委員が、それぞれご勇退されました(肩書は当時)。ご尽力ありがとうございました。



▲井崎市長(右)より任命を受ける水代会長

### 必須業務に『農地の利用の最適化の推進』が追加

農業委員会等に関する法律改正により、「農地の利用の最適化の推進」が農業委員会の必須業務として定められました。これは、主に次のような活動をひとくくりに表現したものです。

- ・農業経営規模の拡大や集団化
- ・不耕作地や荒廃農地の発生抑止、解消
- ・新規就農者や法人の参入促進

今後、後程ご紹介いたします推進委員を中心としつつ、農業委員会全体で活動を行ってまいりますので、よろしくお願ひします。

## 新農業委員のご紹介

平成29年7月20日より活動している現体制の農業委員をご紹介します。

表の見方につきましては右記のとおりです。

これから3年間、この体制で流山市農業のため活動させていただきますので、よろしくお願いします。

表の見方



※ 役職は対象者のみ  
所属委員会中の「◎」は委員長、「○」は副委員長

 鈴木 亨 第2小委員会 総合農政検討委員会	 金子 孝博 第3小委員会 総合農政検討委員会	 中嶋 清 第3小委員会 総合農政検討委員会	 小菅 康男 ○第2小委員会 農地違反転用対策委員会
 染谷 一嘉 第1小委員会 農地違反転用対策委員会	 石井 保 ○第1小委員会 総合農政検討委員会	会長職務代理者  吉田 達弘 第2小委員会	 岡田 長政 ◎第1小委員会 ○農地違反転用対策委員会
 山崎 日出男 ◎第3小委員会 ◎総合農政検討委員会	 小嶋 悦子 ○第3小委員会 ◎農地違反転用対策委員会	 小倉 節子 ◎第2小委員会 ○総合農政検討委員会	会 長  水代 啓司 第1小委員会



## 農地利用最適化推進委員のご紹介

農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）とは、1面でご紹介いたしました「農地の利用の最適化の推進」活動を行うため、新たに農業委員会に設けられた制度で、許認可を中心とした農業委員活動とは異なり、農家の皆様のご相談により貸し借りの仲介などの業務を実施します。

農地に関するお悩みなどがあれば、ぜひ一度ご相談ください。

また、農地の利用調整等のため、推進委員から各地権者の方へご訪問することもございます。皆様ご多用の中で大変恐縮ですが、その際にご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

副委員長		委員長	
			
増田 正美	秋元 正	小林 常男	酒巻 孝美
担当地区 旧流山町 旧八木村		担当地区 旧新川村	

### 「農地の利用の最適化の推進に関する指針」を策定しました

改正された農業委員会等に関する法律に基づき、「農地の利用の最適化の推進に関する指針」を定めました。これは農業委員会としての活動目標であり、農地の利用の最適化の推進をどのように進めていくか、目標とその達成に向けた活動計画で成り立っています。

なお、紙面の都合上全文の掲載が難しいため、市ホームページ（広報ID:1016511）に掲載しておりますものをご覧いただければと思います。

お手数おかけしますが、よろしくお願いいたします。

### ご注意ください

～各種手続きの受付日が変わります～  
これまで、農業委員会の総会に係る案件については、毎月6日から10日を申請期間としておりましたが、**平成30年4月総会分より、毎月21日から25日が受付期間**となります。（当該期間内に土日祝を含む場合はそれを除いた日）  
申請を予定されている方におかれましては、ご注意ください。



### 市長に「流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出

平成29年12月27日、本市農業委員会を代表して、水代会長、吉田会長職務代理者及び総合農政検討委員会山崎委員長、小倉副委員長から、井崎市長に「平成30年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出しました。

意見書は、「流山市後期基本計画」に位置付けられた都市型農業に対応した農業経営の安定と振興のため、4つの柱（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、その他）をテーマに各地域の農業委員が、農業者からの意見・要望等を考慮し、慎重に検討をいたしました。

この結果、各個別施策の推進にあたり、32項目の実現に向けた措置をとられるよう要望しました。



# 平成29年賃借料情報

平成29年1月から平成29年12月までに、締結(公示)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、下記のとおりです。

なお、この情報は農地の賃貸借をする場合の目安となるよう、情報の提供を目的とするものです。あくまでも目安ですので、対象となる農地の条件等により当事者間の話し合いを通して、適正な金額を決めてください。

市内全域				
田畑の別	平均額	最高額	最低額	データ数
田	9,800円	13,500円	6,100円	45
畑	13,700円	22,600円	6,100円	106

(備考)

データ数は、集計に用いた筆数です。

※ 賃借料が物納支給の場合は、玄米30kg当たり6,250円に換算しています。



## 農業者年金で 生涯所得の確保を！

- ◆あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ◆年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ◆老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

### 加入要件はこの3点だけ



### 月々の保険料を大きくすることで将来の支給額を増やせます

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位)加入が自由に選択できます。また、保険料はいつでも見直せます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

※脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

全国農業新聞を購読してみませんか

毎週金曜日発行  
B3版8~10頁建  
購読料: 月700円[送料、税込み]

